

第二十八回国 参議院内閣委員会会議録第二十五号

昭和三十三年四月十一日(金曜日)午後二時三十七分開会

委員の異動
本日委員井村徳二君、大谷藤之助君及び森中守義君辞任につき、その補欠として後藤義隆君、近藤鶴代君及び松本治一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
委員長 藤田 進君
理事 松岡 平市君
水岡 光治君

委員

- 上原 正吉君
- 榎木 亨弘君
- 後藤 義隆君
- 近藤 鶴代君
- 苦米地 義三君
- 中野 文門君
- 増原 恵吉君
- 松村 秀逸君
- 伊藤 顕道君
- 田畑 金光君
- 千葉 信君
- 矢嶋 三義君
- 島村 軍次君
- 八木 幸吉君

國務大臣 津島 壽一君
政府委員 八巻淳之輔君
総理府恩給局長 上村健太郎君
調達庁長官 門叶 宗雄君
防衛庁長官 官官房長

第一部 内閣委員会会議録第二十五号 昭和三十三年四月十一日【参議院】

大蔵省主計 岸本 晋君
局給与課長 川上 路夫君
参事(委員部 第二課勤務) 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

事務局側
本日、井村徳二君、大谷藤之助君及び森中守義君が辞任され、後任として、後藤義隆君、近藤鶴代君及び松本治一郎君が、それぞれ選任されました。

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。
委員の異動がございましたので、事務局から報告させていただきます。
○参事(川上路夫君) 御報告いたしました。

○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国家公務員共済組合法案(内閣提出、衆議院送付)
○国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(第二十六回国会内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。
委員の異動がございましたので、事務局から報告させていただきます。
○参事(川上路夫君) 御報告いたしました。

○委員長(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。
まず、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、国家公務員共済組合法案及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)を一括して議題といたします。

以上、三法案につきましては、さきに提案理由の説明を聴取いたしましたのでありますが、本日は、まずこれから三案の内容について説明を求めます。
○政府委員(津本晋君) ただいまの三案につきましては、簡単に内容の御説明を申し上げます。

第一の、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案でございますが、この法律案は、詳細に申し上げますと、共済組合から受けておられます過去の支給年金につきまして、今回、恩給及び援護法による年金の支給額を引き上げられるのと歩調を合せまして、同一内容でもって年金額を引き上げようという趣旨のものであります。

この特別措置法の対象となっておりまして、過去の共済年金には、三つの種類がございます。第一は、旧令年金と申します。これは陸軍、海軍及びもの外地の朝鮮、台湾、ここにございました共済組合、これが全部で八つでございますが、この

共済組合から、昔、年金を受けていた方々に対しまして、昭和二十五年この旧令措置法というものがございまして、旧令の負担で年金を支給するという法律ができております。この旧令措置法からの系統の年金が第一です。もう一つは、国家公務員共済組合法によりまして、内地の一般の共済組合から支給されておりました共済年金というものがございまして、この共済年金が第二のグループです。第三は、公共企業体の共済組合法に基きましてこの共済組合から出てくる年金、これが第三でございます。以上、三つの共済年金の種類がございまして、これをすべて今回恩給及び援護年金の増額とあわせまして増額するというわけでありまして、

年金の種類といたしましては、この共済年金には六つほどございまして、一つは、恩給法でいう普通恩給に相当する退職年金、恩給法の公務扶助料に相当します。殉職年金、恩給法の公務扶助料の受給者が死亡した場合に遺族に参ります第二種の公務扶助料、これに付属する公務扶助料及び増加恩給に相当する障害年金、そのほか廃疾年金というのがございますが、大体恩給法の各種年金に見合った年金があるわけでございます。

今回の法律案におきましては、これらの年金のすべてにつきまして、別案提案になつております恩給の引き上げとほとんど同一内容で、その増額を行おうとするものであります。

その内容につきましては、非常にこの法律案は技術的な法律案でございますから、一々これを御説明申し上げますと非常に厄介なことになりますので、その趣旨だけを申し上げますと、ただいま申し上げました第一点が年金額の引き上げで、大体一万二千円ベースから一万五千円ベースまで、恩給に上つて共済年金を引き上げるといふのが第一点でございます。第二点は、旧令と申しますより、共済組合の年金独自のものとございまして、非常に下級者のための最低保障額という制度がございまして、これは障害年金と殉職年金及び障害遺族年金、この三つにあるわけでございますが、この最低保障額も、今回の恩給法及び援護年金の引き上げに見合ひまして、若干増額をはかつておる点が第二点でございます。

非常に簡単でございますが、旧令の方は、内容は恩給並みということでございまして、これ以上の説明は省略させていただきますと思ひます。

第二の、国家公務員共済組合法案でございます。これは、現行の国家公務員共済組合法を全面改正いたす趣旨のものでございます。現在、国家公務員共済組合の規定しております事項は三つございまして、第一は、いわゆる国家公務員の全員に對しまして短期給付制度を行う。短期給付と申しますのは、健康保険法による医療給付とか葬祭給付とか申します、いわゆる健康保険の給付に相当するものでございます。これについて

その内容につきましては、非常にこの法律案は技術的な法律案でございますから、一々これを御説明申し上げますと非常に厄介なことになりますので、その趣旨だけを申し上げますと、ただいま申し上げました第一点が年金額の引き上げで、大体一万二千円ベースから一万五千円ベースまで、恩給に上つて共済年金を引き上げるといふのが第一点でございます。第二点は、旧令と申しますより、共済組合の年金独自のものとございまして、非常に下級者のための最低保障額という制度がございまして、これは障害年金と殉職年金及び障害遺族年金、この三つにあるわけでございますが、この最低保障額も、今回の恩給法及び援護年金の引き上げに見合ひまして、若干増額をはかつておる点が第二点でございます。

非常に簡単でございますが、旧令の方は、内容は恩給並みということでございまして、これ以上の説明は省略させていただきますと思ひます。

第二の、国家公務員共済組合法案でございます。これは、現行の国家公務員共済組合法を全面改正いたす趣旨のものでございます。現在、国家公務員共済組合の規定しております事項は三つございまして、第一は、いわゆる国家公務員の全員に對しまして短期給付制度を行う。短期給付と申しますのは、健康保険法による医療給付とか葬祭給付とか申します、いわゆる健康保険の給付に相当するものでございます。これについて

その内容につきましては、非常にこの法律案は技術的な法律案でございますから、一々これを御説明申し上げますと非常に厄介なことになりますので、その趣旨だけを申し上げますと、ただいま申し上げました第一点が年金額の引き上げで、大体一万二千円ベースから一万五千円ベースまで、恩給に上つて共済年金を引き上げるといふのが第一点でございます。第二点は、旧令と申しますより、共済組合の年金独自のものとございまして、非常に下級者のための最低保障額という制度がございまして、これは障害年金と殉職年金及び障害遺族年金、この三つにあるわけでございますが、この最低保障額も、今回の恩給法及び援護年金の引き上げに見合ひまして、若干増額をはかつておる点が第二点でございます。

非常に簡単でございますが、旧令の方は、内容は恩給並みということでございまして、これ以上の説明は省略させていただきますと思ひます。

第二の、国家公務員共済組合法案でございます。これは、現行の国家公務員共済組合法を全面改正いたす趣旨のものでございます。現在、国家公務員共済組合の規定しております事項は三つございまして、第一は、いわゆる国家公務員の全員に對しまして短期給付制度を行う。短期給付と申しますのは、健康保険法による医療給付とか葬祭給付とか申します、いわゆる健康保険の給付に相当するものでございます。これについて

その内容につきましては、非常にこの法律案は技術的な法律案でございますから、一々これを御説明申し上げますと非常に厄介なことになりますので、その趣旨だけを申し上げますと、ただいま申し上げました第一点が年金額の引き上げで、大体一万二千円ベースから一万五千円ベースまで、恩給に上つて共済年金を引き上げるといふのが第一点でございます。第二点は、旧令と申しますより、共済組合の年金独自のものとございまして、非常に下級者のための最低保障額という制度がございまして、これは障害年金と殉職年金及び障害遺族年金、この三つにあるわけでございますが、この最低保障額も、今回の恩給法及び援護年金の引き上げに見合ひまして、若干増額をはかつておる点が第二点でございます。

非常に簡単でございますが、旧令の方は、内容は恩給並みということでございまして、これ以上の説明は省略させていただきますと思ひます。

第二の、国家公務員共済組合法案でございます。これは、現行の国家公務員共済組合法を全面改正いたす趣旨のものでございます。現在、国家公務員共済組合の規定しております事項は三つございまして、第一は、いわゆる国家公務員の全員に對しまして短期給付制度を行う。短期給付と申しますのは、健康保険法による医療給付とか葬祭給付とか申します、いわゆる健康保険の給付に相当するものでございます。これについて

その内容につきましては、非常にこの法律案は技術的な法律案でございますから、一々これを御説明申し上げますと非常に厄介なことになりますので、その趣旨だけを申し上げますと、ただいま申し上げました第一点が年金額の引き上げで、大体一万二千円ベースから一万五千円ベースまで、恩給に上つて共済年金を引き上げるといふのが第一点でございます。第二点は、旧令と申しますより、共済組合の年金独自のものとございまして、非常に下級者のための最低保障額という制度がございまして、これは障害年金と殉職年金及び障害遺族年金、この三つにあるわけでございますが、この最低保障額も、今回の恩給法及び援護年金の引き上げに見合ひまして、若干増額をはかつておる点が第二点でございます。

非常に簡単でございますが、旧令の方は、内容は恩給並みということでございまして、これ以上の説明は省略させていただきますと思ひます。

の制度を規定いたしております。第二は、国家公務員のうちの雇用人だけに ついて長期給付の制度を定めておりま す。この長期給付と申しますのは、い わゆる国家公務員のうちの雇用人グ ループ、これに対しまして年金の給付の 制度でございます。一般公務員のうち、 官吏には恩給があり、雇用人にはこの 共済組合法の長期給付としての年金が 行われるという組織になっておりま す。このうちの後者を規定いたしてお ります。第三は、国家公務員の全員、 これは官吏、雇用人を問わず全員につ いて、福祉事業を行う。雇用人の年金 の積立制度を利用いたしまして、病 院、療養所の経営、あるいは組合員に 対する貸付、こういった福祉事業を行 う制度、これが第三の制度でございます。この三つをあわせ規定してあるわ けでございます。

ところで、現行の国家公務員共済組 合法ができましたのは昭和二十三年で ございます。その後、公務員共済組合 に規定いたしております三つの仕事に ついてのいろいろな条件が変つて参つ ております。短期給付について申し上 げますと、一昨年健康保険法が改正に 相なっております。全面的に健康保険 制度を、相当内容の変つたものが行わ れるようになりましたので、国家公務 員についてもこれに準じた同様な措置 をとる必要があるわけでございます。 これは、現行法にはそうした面の制度 が、まだ状況の変化に応じた規定が 入っておりません。これを直したいと いうのが第一点であります。

た。大体において雇用人の長期給付の 制度は、昔から厚生年金保険法と申し ます民間の一般勤労者を対象としたし ます厚生年金に歩調を合せて、制度を 作つて参つております。昭和二十九年 に厚生年金保険に根本的な改正がござ いました。その際に、国家公務員の長 期給付の制度といふものの根本的な検 討は一応見送りにいたして、今日に 参つたわけでございます。その後、昭和 三十一年には国会提案で公共企業体共 済組合制度といふものが成立いたしま した。共済年金制度自体についても、 根本的な改正が公共企業体については 行われるということになつたわけでご ざいます。そこで、今回この国家公務 員の共済組合につきましても、厚生年 金保険、あるいは公共企業体共済組合 法、そうした制度の内容とバランスを とつて、この雇用人の長期給付制度を 直していきたいということに相なつた わけでございます。これが第二点でご ざいます。

ただ、この長期給付の制度を根本的 に、そうした厚生年金なり、あるいは 公共企業体共済に合せて直します際 に、従来の恩給法の適用を受けました 公務員、いわゆる官吏の一部も、この 共済組合の長期給付の適用対象に加え るということにいたしましたわけござい ます。具体的に申しますと、五企業特 別会計、造船、印刷、郵政、林野、ア ルコールという五企業特別会計の官吏 も、新たに共済組合の長期給付制度の 適用対象に加えるということにいたし たわけでありませぬ。

これが今回の国家公務員共済組合法 案を提案いたしました根本的な理由で ございます。要するに、戦後十年間、 大体根本的な変革を経て参つた制度で ございますので、この際、外界の条件 の変つたのに応じて根本的に変えよう というのが、この法案の趣旨でござい ます。

法案の大体の概要は、先般提案理由 で御説明申し上げてございまして、あ と御質疑に應じてございまして、内容 申し上げることになりました。内容 の説明は、恐縮でございますが、省略 させていただきますと思ひます。

この国家公務員共済組合法案に對す る衆議院での修正点の一つでございま す。これは国家公務員共済組合法自体 を改正するということよりも、この付則を 借りまして、公共企業体共済組合法の 内容を改正したものでございませぬ。今 回の国家公務員共済組合法の改正法案 によりまして、この短期給付制度の中 に付加給付制度といふものが新しく設 けられることになりました。これは法 律の上で、短期給付としてはこれこれ の給付を行うということが、法律上給 付の種類が明定されておりますが、そ の明定された法定給付以外に、組合の 財政能力に応じて、妥当な特別な給付 を行うことができるというものが、この 付加給付の制度でございます。民間で も、組合管掌の健康保険ではすでに実 行されているところであります。この 付加給付の制度を国家公務員共済組合 制度に取り入れられましたので、公共企業 体の方でも同じことをやりたいという 御希望がございまして、衆議院ではそ れをお取り上げになりました。この国 家公務員共済組合法の付則で、公共企 業体共済組合法の一部改正を行いまし て、公共企業体についても付加給付を 行うことができるという一条文の追加 になつております。

わゆる厚生年金保険のような同じような性格の共済年金、折半負担の保険年金を受ける公務員に対してだけ退職手当を今度増額しよう、こういう内容のものでございます。

改正案の内容を、技術的にいろいろこまかい点もございしますが、まあ速報して申しますと、三割程度の引き上げに相なるものでございます。

この退職手当の改正法案につきましても、衆議院で一部修正がございました。

修正の内容を申し上げますと、現在の国家公務員等退職手当暫定措置法は、国家公務員ばかりでなく、三公社職員に対しても適用されると思っております。今回の退職手当の増額につきましては、国家公務員のうちの共済組合年金の適用を受ける者、いわゆる五現業の公務員と非現業の雇用人、これだけに対して増額をいたすことにいたしまして、一般の官吏と三公社職員に対しては退職手当の増額は、この際見送つたわけでございます。

これに対して、衆議院では、公社職員については退職手当の増額を行なつたらいいではないかという議論がございました。その御趣旨は、公社でもすでに恩給制度はなく、共済組合による保険年金をもらっているのだから、退職手当は退職手当として妥当なものを出したらいいじゃないか、こういう御議論でございました。それに対して、政府側がそれに反対いたしておりましたのは、同じ共済年金でも、公社の共済年金と公務員の共済年金では若干レベルが違つております。公社の方が高く相なっております。従いまして、国家公務員が退職手当を増

額になりまして、その分だけ公社に上上げるのはやはり早急ではないかという点が一つ、国家公務員の共済組合年金が變つて参りますれば、公社についても将来その根本的な改正がやはり問題になるのじゃないか。その際退職手当についても一緒に検討してはどうかということ、一応この際見送りにしてそういう点はなつておるわけですが、そういうことに政府側から説明があつたわけでありまして、これに對して、その結果、衆議院では妥協と申しますか、その中間的な考えをおとりになりまして、修正案をお作りになっております。

この修正案の内容は、三公社の職員も退職手当の増額を受けさせるというふうな法文の形に一応いたしまして、しかし、その内容についてはまた別途法律で定めると、こういう条件つきになつております。従いまして、それが今回の衆議院で行われました三公社の退職手当についての修正の内容でございます。

以上、簡単にございますが、三法案の概略を御説明いたしました。
○委員長(藤田進君) それでは、三法案の質疑は後刻に譲ることにいたします。

○委員長(藤田進君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明を聴取いたしておりましたが、本日はまず本案の内容について説明を求めます。

○政府委員(八巻淳之輔君) 恩給法等の一部を改正する法律案の内容につきまして、概略御説明を申し上げます。

お手元に御配布申し上げました「恩給法等の一部を改正する法律案の要旨」というのをごらんいただきたいと思ひます。

第一点は、旧軍人の公務扶助料の増額でございます。で、この倍率を兵に於いて三十五・五割とする。倍率は、公務扶助料の額を計算いたします場合には、御案内の通り、普通恩給というものを上台に計算されております。すなわち、普通恩給と申しますのは、相当年限を勤めまして、そうして退職した場合には、この普通恩給が支給されるわけでございます。その普通恩給を受ける者が死亡したという場合には、遺族は普通扶助料というものが受けられる。それがつまり普通恩給の二分の一になつております。この普通扶助料に対して、公務扶助料を出す場合の倍率をかけたものが公務扶助料の額になるわけでございます。その普通扶助料に対する割増しの率と申しますか、これが倍率でございます。この倍率を、従来兵に於いて二十六・五割という倍率でございましたのを、三十五・五割というふうに引き上げる。この引き上げ方につきましては、準士官以下の方だけに引き上げて、士官以上につきましては現行倍率をそのまま据置、こういうことになりました。

同時に、四で書いてございますように、恩給年額計算の基礎となる仮定俸給の年額を引き上げを行います。すなわち、現在仮定俸給の年額は一万二千円ベースでございますが、これを原則として一万五千円ベースまで持つていくということによりまして、俸給年額を引き上げること

と、倍率を引き上げる、この前建によりまして公務扶助料の増額をいたそう、こういうものでございます。

この一万二千円ベースの現在の仮定俸給を一万五千円ベースに引き上げるという引き上げ方におきましては、上の方を相当つめておるといふ点につきましては、四のところでも申し上げました。それから、第二点は、傷病恩給の増額でございます。傷病恩給の年額は、これは「第一項を十七万一千円とし、以下それぞれ五割ないし八割程度を増額するとともに、階級差をなくす」とございまして、傷病恩給というものは、御承知の通り、増加恩給と傷病年金と、こういう二つに分れております。で、増加恩給につきましては、その傷病恩給のほかに普通恩給が入っております。傷病年金につきましては、傷病年金だけ、こういうふうなことになつております。第一項から第七項までが増加恩給、第一款から第四款までが軍人の場合は傷病年金、こういうふうになつております。で、まづ全廃案の第一項の額というものを、現在十一万六千円という額を、十一万六千円という年額を、今回十七万一千円というものに引き上げて、以下順次の項におきましても逐次引き上げていく。これによりまして現在よりも五割ないし八割程度の増額になつております。この増額の程度につきましては、別な表に掲げましたように、それぞれ八割ないし五割程度の増額になつております。

それから、この傷病恩給につきまして、第二点は、特別項症、第一項症、第二項症というものにつきまして、介

護手当を年二万四千円加給する。ただいま申し上げました年額、すなわち第一項におきましては十七万一千円と

いのが基本年額でございますが、このほかに、特別項症、第一項症、第二項症というふうな重傷者につきましては、そうした介護を要するような重傷者につきましては、介護手当を別に年二万四千円加給するということにいたしてあります。

このほか、さらに増加恩給受給者の退職後の子女についても加給を行なつております。現在この家族加給ということが増加恩給の場合に行われておることありますが、これは退職時の状況において現存したところの家族に対して給するというのが建前になつておりますが、退職後出生をした子女については加給をつけたいということになつておつたわけですが、しかしながら、昨年の臨時恩給等調査会の答申にもございまして、重傷者については特にその加給を考慮した方がよいという御意見もございましたので、この退職後の子女についても加給をつける、こういう改正になつております。

それから第三点は、普通恩給と普通扶助料の増額でございます。これは文武官を通じての問題になるわけでございますが、普通恩給、普通扶助料の増額につきましては、これは仮定俸給の引き上げというものが上台になるわけでございます。この仮定俸給の引き上げにつきましては、次の項に説明してございます。この仮定俸給の引き上げ方につきましては、この仮定俸給の引き上げを行います。この普通恩給、普通扶助料における特に考慮いたしました点は、六十五才以上の高齢者につい

て、増額の実施時期を公務扶助料のそれと同様に給する。つまり、あとで御説明申し上げますけれども、増額の実施時期というものを、原則としては公務扶助料を傷病恩給よりも二年おくれてやるということにいたしてあります。けれども、六十五才以上の高齢者については、公務扶助料及び傷病恩給と同様に今年の十月から実施する、こういうことにいたしてあります。

それから四番目は、仮定俸給については、「文武官を通じ准士官以下にあつては、一万五千円ベースとし、また、尉官にあつては、現行仮定俸給と一万五千円ベースの仮定俸給との差額の九割ないし七割、佐官にあつては、その五割ないし二割をそれぞれ現行の仮定俸給に加えたものをもって仮定俸給とし、将官については据えおきます。

一、仮定俸給というものは、先ほどから申し上げましたように、恩給金額を計算いたします場合に基礎になりますものは、退職時の俸給あるいは死亡時の俸給、こういうことになっております。しかしながら、その後の物価水準の上昇等によりまして、死亡時の俸給あるいは退職時の俸給というものを漸次見直していくということになります。すなわち、別の新しい俸給に見直すと、この場合に仮定俸給といつております。この仮定俸給というものを今回一万二千円ベースから一万五千円ベースまで引き上げよう、こういう考え方でございます。この引き上げるに当りましては、准士官以下につきましては大体全面的に一万五千円ベースまで持つていく。しかしながら、尉官以上の階級につきましては、相当これを押えていく。こういう考え方でございま

す。すなわち、尉官につきましては、現在の仮定俸給、すなわち一万二千円ベースと一万五千円ベースの仮定俸給の差額の、少尉クラスの場合は九割、中尉クラスであれば八割、大尉クラスであれば七割、少佐におきましては五割、中佐におきましては四割、大佐におきましては二割という程度の増額をするという程度にとどめたわけでございます。また、将官クラスにおきましては、全然一万二千円ベースから一万五千円に上げない。現行のまま据え置く。こういうことにいたしてあります。

それから、今まで申し上げました公務扶助料、普通扶助料、普通恩給を通じまして、今回の増額措置について年令制限を加えておることでございます。すなわち、扶助料につきましては、妻、子、六十才以上の父母、祖母についてだけ行方。すなわち、言いかえれば、遺族でありますけれども、六十才未満の若い父母、あるいは祖母もございませぬけれども、そのうち遺族については六十才に到達するまでその増額分を停止する、こういう形にいたしてあります。それから普通恩給の方につきましては、これは御本人でございませぬが、六十才以上の退職者及び傷病恩給を受ける者についてだけ行方。従いまして、喪を返せば、六十才に到達するまでその増額分は停止される、こういうことでございます。

そのほか雑件につきまして、「通算その他」というところで、第一点は、「軍人の実在職年の通算」、これは実は軍人の実在職年というものは、昭和二十八年の法律百五十五号のところに

おきましては、七年未満の軍人の実在職年は算入されないと、こういうことになっておつたのでございませぬが、その後の改正におきまして、軍人の恩給の基礎といたしましては、これを一年以上七年未満のものであつても算入する、こういうことになつたわけでございます。しかしながら、その算入の仕方におきましては十二年で打ち切る。それ以上幾らあつても、それは年額の計算上プラスにならないというふうな措置がなされておつたわけですね。また、軍人の在職年が一年以上七年未満の在職年を文官が持つておつたと仮定いたしますと、その場合には文官恩給を受ける場合の基礎の在職年には軍人の在職年というものが通算されない、こういうことになつておつたわけですね。こういうふうなことで、軍人恩給の内部におきまして、軍人、文官相互間におきましても不均衡の問題がございませぬので、この点は臨時恩給等調査会においても指摘せられておる通り、この通算を実施しよう、というふうなことにしてあるわけでございます。

それからその次は「昭和二十三年六月三十日前退職者の妻の扶助料に対する六十才の年令制限の撤廃」、これはどういふことかと申しますと、昭和三十一年の法律百四十九号というものは、昭和三十一年の法律百四十九号で、その後退職した人との不均衡を是正するということで、そういう方々についての恩給を増額いたしたわけでございます。この際に、その増額分につきましては六十才以上の方々についてだけ増額する、こういう措置をいたしたのでございます。従いまして、遺族である妻でありまして、六十才にならなければその増額分が均霑しない、こういうことになつておつたわけでございます。しかしながら、この点も、今回の措置によりましてこれを撤廃しよう、妻に関しては六十才未満であつても、これを増額分は均霑させるべきである、こういう考え

方から、またこの点につきましては、すでにこの法律の審議の際附議の付帯決議もございましたので、その付帯決議を尊重いたしましたので、このようにしよう、というわけでございます。

その次は「恩給外多額所得者に対する制限の強化」でございます。現在恩給が、普通恩給が九万五千円以上の方で、その方が恩給外所得が五十万円以上でございます場合は、恩給額に対して一定の率をもって制限が加えられておるのでございます。すなわち、九万五千円以上、五十万円以上をこす場合におきましては、恩給額の一五%から、上の方へいきますと、恩給外所得が百二十万をこす、こういう場合には恩給額の三〇%を減らす、こういうことになつておるわけでございます。これをさらに今回、一五%を二〇%に、三〇%を五〇%にというふうに、大幅に、恩給外所得が多くなるに従いまして大幅に制限をいたして、こういう措置が行われております。

その次は「未帰還公務員に対する扶助料の適及支給と留守家族手当、普通恩給等との調整」でございます。これは、未帰還公務員、すなわち、ソ連、中共に抑留されておりますところの公務員、こういう方々の留守家族につきましては現在留守家族手当等が支給されておるわけでございます。ところで、その方々が死亡が判明するということになりますと、留守家族手当が打ち分ちられまして、そうして死亡判明のときから公務扶助料が支給される、こういうふうなことになつておるわけでございます。ところで、留守家族手当も何も支給されぬと、こういうふうな方々につきましては、それまでの間、すなわち死亡判明までの間、全く未支給の状態に置かれると、こういうふうな問題もございませぬし、また、公務扶助料の原則というものが、死亡時期に適及して支払われるというのが原則でございますので、そうした未帰還公務員の死亡判明した方々についての扶助料というものは、原則として死亡の時期に適及すると、こういうふうなことをいいたしたい、こういうのであります。しかしながら、その場合に、週及いたしますことによりまして、その間、生きておるものとして支給された留守家族手当なり、あるいは普通恩給なりというものもこれは調整をする、こういうことに相なつてくるわけでございます。

その他、いろいろと技術的な調整のこまかい問題もございませぬが、これは省略させていただきます。

「増額等の実施時期」、以上申し上げました増額につきまして、その実施の順序というものがどうなるかと、こう申しますと、うしろの表についてございませぬように、大体今年度の、三十三年の十月から始まりまし

て、十月から公務扶助料につきましては、まず増額分の半額だけを実施していくと。すなわち、たとえば兵の公務扶助料については申しますという、兵の公務扶助料は、ほかの表にございませうように、現在三万五千二百四十五円から五万三千二百円と、約一万八千円増額になるわけにございませうけれども、そのうちその半額約九千円を十月から増額いたして参りまして、昭和三十五年の七月には完全にこれを一万八千円の増までいたさう、こういうこととございませう。

それから、傷病恩給につきましては、重症者であるところの増加恩給につきましては、今年の十月から満額実施をいたし、軽症者でありますところの傷病年金につきましては、来年の七月から実施をいたす、増額の実施をする、こういうことにはいたしてございませう。なお、退職後子女の加給という点につきましては、これは来年の一月分から支給する、こういうことにはいたしてございませう。

それから、普通恩給、普通扶助料、すなわちベース・アップだけの問題につきましては、これは原則としては三十五年の七月からこれが実施されることになっておられますが、六十五才以上の方にございましては、増額分の半額だけを公務扶助料、傷病恩給と同時にスタートさせる、こういう考え方でございませう。

それから、通算、あるいは妻の年令制限撤廃というふうな措置は、これはベース・アップなり、公務扶助料の完全実施と時期を同じゅうして、三十五年の七月から実施いたさうと、こういうわけにございませう。

以上をもちまして、大体簡単なる内容の御説明を終わります。

○委員長(藤田進君) それでは、次に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(第二十六回国会開法第一五五号)を議題といたします。

○政府委員(門叶宗雄君) たいだいま閣務大臣から防衛庁設置法の一部を改正する法律案の理由及びその内容の概要について御説明がございましたが、これについて補足説明をいたしたいと存じます。

現在、防衛庁及び調達庁は、それぞれ総理府の外局として、内閣総理大臣のもとに置かれておりますが、国家行政組織法第三項第三項ただし書きにより、閣務大臣を長とする外局には庁を置くことができることとなっておりますので、調達庁を防衛庁に置くこととし、防衛に関する行政事務の一体的運用をはかることとした次第であります。

このため、防衛庁の任務及び権限に調達庁設置法に定める調達庁の現行の任務及び権限を追加し、調達庁長官の任命は防衛庁長官が行うこととしたしました。ただし、その他の調達庁の職員に対する任命権は、従前通り調達庁長官が有することとしたしてございませう。

なお、調達庁と自衛隊との関係につきましては、自衛隊の任務にかんがみ、調達庁は自衛隊に含めないことを適当と認め、そのように規定いたすとともに、調達庁の職員につきましても、これらの職員は自衛隊の隊員とはならず、従前通り一般職に属することとされておられます。

右のほか、現在の調達庁及びその職員の身分の継続を確保するための経過

規定を設け、及び関係法律の整備を行なっております。

○委員長(藤田進君) 次に、本案の内容に、先刻内容説明を聴取いたしました、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、国家公務員共済組合法案及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたしまして、順次、質疑をお願ひ申し上げます。

○永岡光治君 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案は、これは恩給法の改正案と密接な関係がございまして、うちはらの法律案でありますので、その際に、関連をいたしまして、あわせて審議した方が適当かと思ひますが、従いまし

て、本日は時間の許される限り、国家公務員共済組合法案を中心にして、若干の質問を行いたいと思ひわけでありませう。

まず、お尋ねをいたしたいことは、適用範囲と、それに関連する諸事項についてであります。

第一点は、長期給付に関する規定がそれぞれあげられておるわけでありませうが、この規定によりませうと、特に限

られた五現業を中心いたしましたして適用することに相なっておりますが、これはこの際全公務員に適用する考えはなかつたのかどうか。もとより、この法律案が今国会に提案されるまでにおいて、政府部内でもかなりの論議がかわされたやに承わっておりますが、あわせてこの際、その当時論議された経過等も御答弁をただけませうれば、私ども今後の審議の上に非常に参考になるるかと思ひますが、その辺の事情もあわせてお答えをいたしたいと思ひのであります。

○政府委員(岸本晋君) 今回の国家公務員共済組合法案の適用対象を、非現業の雇用人と五現業の全職員に限定いたしました点は何となく御質問でございませうが、この立案の経過には、いろいろ新聞紙上等にも出ましたし、御承知のことと思ひますが、ただ最終的には、閣議でも一つ一つの線が、将来非現業の特に恩給公務員をどうするかという点については、閣議でも一つ一つの線が出ておるわけでありませう。それに従いましてこれを処理いたすわけでありませう。

経過の点につきましては、でき得れば説明を省略させていただきますが、最終にこういふことになりました。

あとの非現業の恩給公務員をどうするかという点でございませうが、これにつきましましては、今回の最終の政府の方針としましては、五現業以外の国家公務員につきましましては、なお根本的に公務員制度というものの関連を考慮して、年金制度についてももう少し検討する、しかもそれを近い機会にやっ

て、雇用人との不均衡をなくす、こう
いう趣旨で一応見送りに相なつておる
のであります。

○永岡光治君 まだあまりはつきりし
た答弁でないようであります。それは
公務員法の改正の問題が出てくれば
出てくるだけ、問題が多くなると思
うのであります。その恩給制度
を改めて、保険システムによる共済年
金制度に切りかえることは、公
務員諸君にとつては私は相当思い切つ
た、言ひならば、悲壯の決意とまで言
わないまでも、かなり負担金が相当増
すわけでありまして、そういうところ
まで踏み切つた気持は、やはり今日の
段階においては恩給制度というものは
よくないのだ、やはり公務員といえ
どもそういう特権に甘んずることな
く、国民年金制度等も考慮して、この
際やはり保険システムによる共済年
金制度に移行すべきであるとい
うことを、私は決意されたと思つて
あります。その決意には敬意を表すべ
きだと思つておるわけでありまして、
際当つて、特に五現業だけに限られ
る、範囲をきめるのではなく、おそら
く私たちの知つてゐる限りにおいて
は、公務員、つまり公務員の中で恩給
を受けられる権利を持つておる諸君と
いえども、この共済年金制度に切り
かえるべきであるということ、政府
の關係当局に陳情運動をされたと思
つておられます。そういう熱心な動き
があるにもかかわらず、なぜこの際そ
れらの諸君を含めずに、特別な限られ
た五現業だけに限定したか、それを
もう少し詳しく説明してほしいと思つ
ておる。

○政府委員(岸本晋君) 今回五現業の

恩給適用者を共済長期給付の適用対象
にいたしました。これはこれ相応の理由も
ございまして、沿革的な理由もございま
す。理論的にも、従来の恩給を共済組
合の年金制度に切りかえていく方が妥
当である、そういう考え方の上から、五
現業の職員の方と恩給公務員をこちら
に入つていただいたわけでありまして、
同じ考え方を保持していけば、これは
なるほどそういうことに、一般非現業
の公務員についてもやはり共済組合に
した方がいいのではないかとということ
になるわけでありまして、まあこの辺に
つきましては、やはり政府内部におき
ましても、恩給を所管いたしておりま
す恩給局、あるいは人事院、公務員制
度調査室、そういう面でも、むしろもつ
と根本的に公務員の人事制度というも
のとも結びつけて、もう少しばらばら検討
したいという希望もございまして、そう
いうことで、私も今回は一応見送り
にいたしておるわけでございます。理
論的に申せば、共済組合の長期給付に
入れた方がより妥当であらうというふ
うには考へておるわけでありまして、

○永岡光治君 そういたしますと、公
務員制度との関連を考へておると、今
ちよつと触れておりましたが、その問
題につきましては、後刻私は質問を統
けたいと思つておるが、残された一般公
務員も、政府当局としては同様の趣旨
によつてこれを共済年金制度に切りか
えるべきであるという、こういう考へ
であるというところは間違いないのかど
うか。それから、そういう考へを持
つておるとすれば、いつごろそれを国会
に提案するといふ考へでいるか、あわ
せて御答弁をいただきたいと思いま
す。

○政府委員(岸本晋君) ただいまちよつ
と私の申し上げ方があるいは不十分
であつたかもしれないが政府当局と
しては共済年金に切りかえた方が妥
当である、こういう考へ方を持つてお
るというふうに御発言でございませ
んか、この共済組合制度の所管省とし
て、今回この法案を提案いたしました
。その際、五現業の恩給を公務員の
この長期給付制度に当てはめた、その
考へ方は、主として私も正しいと思
つて、これを御提案申し上げるわけ
でございます。ただ、その考へ方を、さ
らに一般非現業の恩給公務員にまで
及ぼして、すぐそのまま解決できるか
という点になりますと、これは先ほ
ど申し上げました人事制度あるいは公
務員制度というものを根本的に検討し
たいという気持も、政府全体としては
あるようでございます。その機会まで
この問題は留保にさせていただきます
と、かように思つておる。

○永岡光治君 そりいたしますと、現
在ある恩給制度というものは、そのま
ますつと統けていく考へであるかど
うか、その点もあわせて、関連がありま
すので、明確にしたいと思つておる
のであります。

○政府委員(岸本晋君) 現在の恩給制
度をこのまま統けていくということ
は、もうないわけでございます。先般
のこの法案をきかますときの閣議にお
きまして、恩給の新しい退職年金制
度に切りかえるということは、もう了
済済みでございます。

○永岡光治君 そりすると、恩給制度
をやめて退職年金制度に切りかえる
という方針は変わらない、しからば問題に
なるのは、もう少し進んでお尋ねする
わけですが、どういふ点が主として問
題になつて、今回、現業諸君の共済年金
制度とあわせて行い得なかつたのか。
つまり、論議の対象になつた、従つて
次に出てくるであろうそれらの非現業
の公務員の退職年金制度のある姿、こ
ういふものはどういふように考へてお
いでになるのか、その点をお尋ねいた
します。

○政府委員(岸本晋君) 非現業の公務
員の退職年金制度がどういふ形になる
かということでございますが、これは
やはり今後の公務員制度あるいは人事
制度、これは労働権等一切がござい
含めての問題だと思つておるが、公務員制
度をどう変えていくかということがま
ず基本でございまして、それがきまり
ません以上、退職年金制度の内容とい
うものは出て参らないわけございま
す。肝心の公務員制度自体は、これを
政府の公務員制度調査室で検討中
でございます。なお当分の間、これは慎重
に検討を要するということになりま
す。

○永岡光治君 この問題は、非常に問
題が深いようであります。大蔵省の
給与課長では責任ある答弁がいただけ
ないかと思つておる。機会をあらた
めて、責任ある政府当局の出席を求め
て質問をいたすことにいたしますが、
従いまして、給与課長として答弁でき
るであろうと考へられる問題につ
いて、若干質問をいたしたいと思つて
おる。

○政府委員(岸本晋君) 閣議におきま
しては、一般職給付法は、一般職給付法
の關係におきましては、一般職給付法
の適用を受けておる一般職の公務員と
同じように、一般職の適用を受けてお
ります。その他の公務員法あるいは人
事、給与、旅費、そうしたすべての待

○政府委員(岸本晋君) 通則の七十二
条の方に掲げておられます。この職員
給与等に関する特例法の適用を受ける
者」と申すのは、主として公務員法
でもつて団体交渉権があり、それに
よつて給与がきまる。そういう職員と、
もう一つはその団体交渉できまつた給
与の直接の反映を受ける職員、団体交
渉権はないけれども、その直接の反映
を受ける職員、そこに範囲を限定いた
しておるわけでありまして、

○政府委員(岸本晋君) 現在の恩給制
度をこのまま統けていくということ
は、もうないわけでございます。先般
のこの法案をきかますときの閣議にお
きまして、恩給の新しい退職年金制
度に切りかえるということは、もう了
済済みでございます。

○永岡光治君 そりすると、恩給制度
をやめて退職年金制度に切りかえる
という方針は変わらない、しからば問題に
なるのは、もう少し進んでお尋ねする
わけですが、どういふ点が主として問
題になつて、今回、現業諸君の共済年金
制度とあわせて行い得なかつたのか。
つまり、論議の対象になつた、従つて
次に出てくるであろうそれらの非現業
の公務員の退職年金制度のある姿、こ
ういふものはどういふように考へてお
いでになるのか、その点をお尋ねいた
します。

○政府委員(岸本晋君) 非現業の公務
員の退職年金制度がどういふ形になる
かということでございますが、これは
やはり今後の公務員制度あるいは人事
制度、これは労働権等一切がござい
含めての問題だと思つておるが、公務員制
度をどう変えていくかということがま
ず基本でございまして、それがきまり
ません以上、退職年金制度の内容とい
うものは出て参らないわけございま
す。肝心の公務員制度自体は、これを
政府の公務員制度調査室で検討中
でございます。なお当分の間、これは慎重
に検討を要するということになりま
す。

○永岡光治君 この問題は、非常に問
題が深いようであります。大蔵省の
給与課長では責任ある答弁がいただけ
ないかと思つておる。機会をあらた
めて、責任ある政府当局の出席を求め
て質問をいたすことにいたしますが、
従いまして、給与課長として答弁でき
るであろうと考へられる問題につ
いて、若干質問をいたしたいと思つて
おる。

○政府委員(岸本晋君) 閣議におきま
しては、一般職給付法は、一般職給付法
の關係におきましては、一般職給付法
の適用を受けておる一般職の公務員と
同じように、一般職の適用を受けてお
ります。その他の公務員法あるいは人
事、給与、旅費、そうしたすべての待

○政府委員(岸本晋君) 通則の七十二
条の方に掲げておられます。この職員
給与等に関する特例法の適用を受ける
者」と申すのは、主として公務員法
でもつて団体交渉権があり、それに
よつて給与がきまる。そういう職員と、
もう一つはその団体交渉できまつた給
与の直接の反映を受ける職員、団体交
渉権はないけれども、その直接の反映
を受ける職員、そこに範囲を限定いた
しておるわけでありまして、

遇において、一般の会計の恩給公務員と待遇の異なる者、これを十三条の一号であげておるわけでございます。

○永岡光治君　そこで、統一の点についておきかえたいと思つて、新しくこの法改正によって運営される共済組合は、国家管掌でないいわゆる組合の管掌になると思つておりますが、その際今言われました特別課長以上の場合、付則でこれを適用することにしたおきかえはありますか、それらの職員はどういうことになるか、国家管掌に移行されるのか、つまり二本建になるのか、それとも共済の組合管掌ということになるのか、将来どういうことになるのか。

○政府委員(岸本晋君)　将来の取扱ひの問題は、冒頭の御質問と同じでございます。今すぐどうなるか、御返答申し上げかねるわけでございます。当分の間の措置といたしましては、この共済組合制度に加入いたしました共済組合の長期給付の適用を受け、掛金をし、その年金をもち、そういう取扱ひを受けることは間違いないと思つております。

○永岡光治君　これもしかし、またあなたで十分だろうと思つたのでありますが、少し問題が深くなつていきそうでありまして、機会を譲ります。

○政府委員(岸本晋君)　提案いたしました共済組合法案の内容は、相当現行の共済組合の公金とも相異なつております。これは根本的な理由を申し上げますと、現在の公金共済組合と共済組合とをともかくつなぎ合せて一本化をはかるという点に重点が置かれておきまして、当時の意味合いのいろいろなきがそのまゝ残つ

事項でなかつたもの、従来法律事項でなかつたものを新しく今度法律の事項に規定されておる。あるいはまた、大蔵省の権限がさほどでもなかつたのを今度是非に強化されておる。あるいは罰則等も相当強化されておる。あるいは運用に基いて、いふならばこういふように改正をしたのであります。

○政府委員(岸本晋君)　今度の法律案は、大蔵省の権限を強化された、これはいろいろの個所でございます。それは御指摘の通りでございますが、それはまたそれだけ理由が違いますので、また大ざっぱに申し上げますと、資金の面でございます。資金の運用につきましては、一つ縛りが入つておる。もう一つは共済組合あるいはその連合会で共済事務に従事しては、いわゆる事務職員でございます。国家公務員以外のそういう事務職員に対する罰則規定が入つておる。これが一番大きい点かと存じます。

○永岡光治君　これもしかし、またあなたで十分だろうと思つたのでありますが、少し問題が深くなつていきそうでありまして、機会を譲ります。

と云う考え方でありまして、民間の厚生年金保険でありまして、一応現在はその積立金はすべて厚生年金保険特別会計に入り、資金運用部に預託運用されているのが現状であります。そういういたしますと、国家公務員の年金の積立金にいたしまして、先ほど申し上げました厚生年金保険に相当する部分というものの資金は、これはやはり民間の年金の積立金と同じような運用をするのが妥当じゃないか、その上のプラス・アルファの公務員独自の職域部分の積立金についてはこれは公務員の社会で取り、そういうように年金の性格に照して、今度積立金の運用についての考え方を一定したわけでございます。

○永岡光治君　やはりお尋ねしてみても、大へん失礼な言い分ですけれども、課長では少し責任ある御答弁がいただけない問題が出てきたようでありまして、若干触れてみたいと思つてあります。現行法の公共企業体関係に適用されておられます共済組合法とこれを比較してみますと、だいぶ相違があるわけでありまして、衆議院の段階におきまして、退職一時金等の問題も修正されて、これも大體公務員並みに増額になるようなことになつておるわけでありまして、そうして見ますと、長期給付なり、短期給付の面でもいろいろ比較をいたしてみますと、特に短期給付はこれは公社の方も修正をされたわけですから、長期給付の問題を主として比較してみますと、大へんこれは開きがあるやうであります。その違つておる点を若干あげてみますと、たとえば被扶養者の範囲が現行法並びに公金法より制限されておる点が出てきておる。あ

るという考え方でありまして、民間の厚生年金保険でありまして、一応現在はその積立金はすべて厚生年金保険特別会計に入り、資金運用部に預託運用されているのが現状であります。そういういたしますと、国家公務員の年金の積立金にいたしまして、先ほど申し上げました厚生年金保険に相当する部分というものの資金は、これはやはり民間の年金の積立金と同じような運用をするのが妥当じゃないか、その上のプラス・アルファの公務員独自の職域部分の積立金についてはこれは公務員の社会で取り、そういうように年金の性格に照して、今度積立金の運用についての考え方を一定したわけでございます。

○永岡光治君　やはりお尋ねしてみても、大へん失礼な言い分ですけれども、課長では少し責任ある御答弁がいただけない問題が出てきたようでありまして、若干触れてみたいと思つてあります。現行法の公共企業体関係に適用されておられます共済組合法とこれを比較してみますと、だいぶ相違があるわけでありまして、衆議院の段階におきまして、退職一時金等の問題も修正されて、これも大體公務員並みに増額になるようなことになつておるわけでありまして、そうして見ますと、長期給付なり、短期給付の面でもいろいろ比較をいたしてみますと、特に短期給付はこれは公社の方も修正をされたわけですから、長期給付の問題を主として比較してみますと、大へんこれは開きがあるやうであります。その違つておる点を若干あげてみますと、たとえば被扶養者の範囲が現行法並びに公金法より制限されておる点が出てきておる。あ

○永岡光治君　これもしかし、またあなたで十分だろうと思つたのでありますが、少し問題が深くなつていきそうでありまして、機会を譲ります。

○政府委員(岸本晋君)　提案いたしました共済組合法案の内容は、相当現行の共済組合の公金とも相異なつております。これは根本的な理由を申し上げますと、現在の公金共済組合と共済組合とをともかくつなぎ合せて一本化をはかるという点に重点が置かれておきまして、当時の意味合いのいろいろなきがそのまゝ残つ

○永岡光治君　これもしかし、またあなたで十分だろうと思つたのでありますが、少し問題が深くなつていきそうでありまして、機会を譲ります。

○政府委員(岸本晋君)　提案いたしました共済組合法案の内容は、相当現行の共済組合の公金とも相異なつております。これは根本的な理由を申し上げますと、現在の公金共済組合と共済組合とをともかくつなぎ合せて一本化をはかるという点に重点が置かれておきまして、当時の意味合いのいろいろなきがそのまゝ残つ

ておるわけでございますが、今度の私どもの提案いたしましたこの共済組合法案は、恩給と共済を単純に一本にするということから進みまして、一般の民間の厚生年金保険制度との通算とのバランスもはかる。あるいは、将来の年金制度として、こういつた方向がよいのじゃないかという点も、新たに今そうした点で考え方を少し異にいたしておりますので、おのずから制度の内容にも相違が生じて参つておるわけでございます。一例を申し上げますと、たとえば退職一時金は三年たたなければもらえない。公企体では一年でもらえる。現行では六カ月たてはもらえないかということでございますが、これは厚生年金保険あたりでございます。五年以上勤務しなければ一時金は出ない。しかも、それは五十五才まではもらえないというふうなきびしい制約がございます。そうしたことによつて生じた財源というものは、あげて年金給付額の方の財源に振り向けられておるわけでございます。今私どもの法案も、そうした民間の年金制度というものと制度的にバランスを合せるという点も、もう一つは、やはり年金ベースが今までの二割ぐらい引き上げに相なります。そうした財源に充てるためにも、やはりあまり短期の方のために一時金という点とは、ある程度御考慮していただくのがいいのじゃないか、こういう気持ちもあるわけでございます。これも現在の一時恩給が三年までは出ないという点に比べますと、その点は悪くはなっていないわけでございます。今度の改正等によつて適用対象が變つてくるのでございますが、そういう方にとつて

は不利ではないことになるのであります。そのほか被扶養者の問題あるいは資格喪失後の継続給付の問題、これは短期給付の問題であります。こうした問題については、今より悪いじゃないかということでありまして、これもやはり民間の一般のこうした健康保険とバランスをとつていくという気持ちもございまして、かたがた、付加給付の制度を別途認め、待遇をよくしようという面もあるわけでありまして、そうした面を総合的に考えまして、民間の制度並みの制度に持つていきたいという点で、こういうことになつたのであります。

○永岡光治君 これは先ほど申し上げましたように、退職一時金の問題にいたしましたも、附加金の問題にいたしましても、新しく改正されるこの法律に見合つて、公社の方の共済の関係もこれにレベルを上げてきたわけでございます。そうなりますと、精神はやはり均衡というところがねらいだと思つております。これは職場を見ましても、全く同様な形態のところ、共通の職場はたくさんあるわけですから、そういう際、やはり問題は、これもあなたに言ふべきことでは、あるいはないかもしれませんが、やはり政策として、ひとしからざるを憂へるといふところが一番大きな問題であります。今度の軍人恩給等の改正も、そういうところから軍人恩給等も出ておりますが、そういうところから問題が提起されておると思つております。そういうことになりまして、やはり五現業関係、公企労法を同様適用されていく職員の場合を考慮いたしましたも、三公社並みに均衡のとれたものをやはり制定するのが最も妥当ではないかと思つております。あえてそういうことをしなかつた理由はどこにあるのか、端的に一つお答えをいただきたいと思つております。

○政府委員(岸本晋君) 先ほど御指摘になりました公企体と違ふ点、これは主として私どもの方が厚生年金保険、民間の健康保険のベースに合せてきたという点に相違があると思つております。その辺のところ公企体と歩調の合わない原因であります。しかし、公企体とバランスがとれないからそのままでいいということ、私も考えておりません。そのかわり、退職手当の面におきまして、先ほどおつと御説明申し上げましたが、公務員よりは、この際は退職手当は三公社については引き上げないという政府提案をいたしたわけでありまして、将来、公企体共済の方から歩み寄つてくる、共済制度として向うから歩み寄つてくる面もあらんあるわけでございます。公企体共済も国家公務員の共済も、きびしい面もいふ面もある。いいところ、悪いところがあります。公企体共済歩み寄つてくるところがある。そうした場合に、総合的にバランスをとつていきたい、かように考えております。

○永岡光治君 それでは次の機会に譲りまして、次には委員長の方に特にお願いいたしておきますが、大蔵大臣あるいはそれぞれの責任者、所管大臣、総理府長官も入りましょ。そういう関係責任者の出席を求めまして、質問を続けたいと思つてます。きよりはこの問題については、私の質問はこの程度にとどめたいと思つてます。

○伊藤彌道君 国家公務員共済組合法案について、大蔵省に若干質問を行います。

まず最初に、国家公務員の共済組合の制度については、政府当局はこれを一体どのようなものとして解釈しているのか、質疑に入る前にまずこの点を伺つておきたいと思つてます。

○政府委員(岸本晋君) 共済組合制度をどういふふうに考えるか……

○伊藤彌道君 どういふふうに解釈しているか、解しているか。

○政府委員(岸本晋君) 共済組合制度は、たとえて民間で申し上げれば、健康保険法、それから年金については厚生年金保険、こうしたものを国家公務員について代行している。しかし、それをそのまま代行しているわけではなく、公務員という社会の特有ないろいろな勤務条件というものをさらに考へて、いろいろな付加的な要素も加へまして、そうした民間の制度を代行している制度である。かように考えます。

○伊藤彌道君 人事の管理的性格が非常に強く入つておるに思つて、これを強いても、これはこの共済組合法が社会保険として期待される運賃の民主化とか、あるいはまた、生活をできるだけ保障する給付額を設定する、こういうことから、たとえば労務の管理、これは人事の面も含めてですが、こういう制度全体を規定することになるのではないかと思つておられます。この点を明確にしたいと思つておられます。

○政府委員(岸本晋君) 共済組合は、民間の先ほど申し上げました健康保険、あるいは厚生年金保険、それに匹敵する社会保険の一つであるというこ

とは間違いないわけでありまして、しかも、それと同時に、公務員の特長な勤務条件に相応して、民間並みの保障制度ではない、それよりも内容も若干よろしうございまして、同時に、ある程度労務管理と申しますか、人事制度の目的にも役立つようにという意味の考え方も入つておるわけでございます。そういう意味で、法律の第一条に、「公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資する」と、この二点を目的としたしておるわけでありまして、単に遺族の生活安定、福祉の向上だけでございまして、これは民間の健康保険、厚生年金保険がそのままであつては、いけません。これは別途「公務の能率的運営に資する」という目的をあわせ持たすことによつて、その特殊の勤務条件に相応している特別の待遇をこれによつていたそう、かように考えております。

○伊藤彌道君 本法案における職員の定義ですが、これは実質的組合員の範囲を規定するものであるわけですから、もかかわらず、これはまことに不明確で、重要な事項は政令にのみ譲つておるわけですね。そのことの理由を一つはつきりしていただきたいと思つておられます。

○政府委員(岸本晋君) 職員の範囲を一部政令に譲つてある点が非常に不明確であるという点でございますが、政令に譲りました点も、これは公務員法などの規定を引っぱりまして、休職、停職などの処分を受けた者あるいは職員団体の職務にもつぱら従事している者、そういう原因をはつきり押

えまして、そのうち政令で定めるものをこれら職員に含む。むしろ除外するのじやなくて、職員の範囲に含む、この点はむしろ政令に含めるのでありますから、その疑問はないと思ふのであります。もう一つは、臨時の使用で「政令で定めるもの以外のもを除く」、臨時使用者の一部は政令で除く、ということが出ております。この点は確かに御指摘のようにおかしいじやないかというお気持ちも持ちにならうかと思ふますが、ただ臨時使用者というものは御承知の通り、身分問題その他で非常に不確定なものであります。これをそのまま取り入れるということもあろんできないわけでありまして、同時に現在のものを全部除外してしまふということは、実情に即しません。この辺は政令で具体的にきめさせていただきます、かように考えております。

○伊藤道雄君 特に休職の場合ですね。あるいはまた停職の処分を受けた者とか、その他職務に専念する義務を免除された者あるいはまた臨時に使用される者、こういうものの具体的な内容を一つこの際明かにしていただきたいと思ふ。

○政府委員(岸本晋君) 共済組合の範囲に入ります職員というものは、大体常時勤務に服して、正規の国家公務員ということがある内容であります。その場合、休職とか停職とかあるいは職員団体の事務に専従している職員、これは常時勤務には服してないわけでありまして、家で休んだりあるいはほかの仕事をやっておるわけでございます。こういう者は、本来職員の範囲に入れないわけでございますが、ただこれは共済制度は一つの保険制度であ

りますから、休まれた方が保険料を納めていただければ、これは別に困る、外へ出しておかなければ困るという点はないわけでありまして、そういう意味で、保険料を確実に納める者、これは政令で組合員の範囲に入れるということにいたしております。臨時に使用される方は、これは定員法あるいは給与法、その他公務員制度全般の点につきまして非常に問題があるわけでございます。やはりこれは無条件に全部職員の範囲に入れるということとは、私ども現在の段階では考えておりません。ただ常勤職員の身分を持っております者でも、過去いろいろな規定、制度が変つてきた関係上、現在組合員の範囲に入つておる方が一部あるのであります。そういう方はこの政令で、ともかく組合員としての身分を続けていくように措置いたしたい、かように考えております。

○伊藤道雄君 次に、被扶養者の範囲についてお伺いしたいと思います。現行法では、御承知のように組合員と同一の世帯内にある者で、その収入によつて生計を営む者、これは一切入つておるわけですか。ところが本法案においては、これを一段と制限を加えておつて、三親等内の親族としておる。これは共済組合制度の本来の趣旨から見て、明かにこれは後退しておると思ふのであります。こういう点について、どういふ理由でこういうふうな後退するよ

うな法案を出そうと思つておるのか、この点明確にお伺いしたいと思います。○政府委員(岸本晋君) 被扶養者の範囲は従来と、ただいま御指摘の点、取扱いを異にいたしました。これは健康保険と歩調を一にいたしております。

す。昔からこの共済組合の短期給付は健康保険と同一歩調で歩んでおつたのであります。健康保険は昔は他人まで被扶養者にいたしましたか、制度的にこれを改めまして、三親等内の親族にすることに範囲を限定いたしましたわけでございます。やはりこの健康保険をこのまま代行いたしております共済組合としては、この面もやはり同調していく方が正しいじやないかということ、こゝろやつておるわけでございます。

○伊藤道雄君 これを見ますと、組合財政からのみ制限を加えてあるようにも考えられるわけですが、組合員の生活を守るという、そういう立場に立つて、そのために必要な財政計画を立てていく、そういう立て方が非常に大事だと思ふのですが、この点について一つ大蔵省としてのお考えを伺いたしたいと思います。

○政府委員(岸本晋君) この組合の、何といひますか、被扶養者の範囲を限定いたしましたのは、必ずしも組合財政の建前ばかりということでございます。先ほど申し上げました健康保険、特にそのうちの組合管掌の健康保険、内容のいい方でございます。御承知のように、これと歩調を一にしていこうということで今まで取扱つて参つております。そういう意味で、今回は政府管掌の健康保険じやない、しかし組合管掌にはあるという例の付加給付制度、これがある程度取り入れておられます。そういう意味で、それとバランスをとるためには、やはりその他の面で被扶養者の範囲を向うに合致する、あるいは先ほど御質問ございました資格

喪失の継続給付の制度、やはりこれも健康に合致していくという考え方をとつたわけでございます。制度の面、それから財政の面、これはもちろん両輪のようなものでございまして、一方だけ私ども重点視してこういう制度にいたしては行かぬわけではあろんないわけでございます。

○伊藤道雄君 共済組合は、御承知のように入格を持っておるわけですが、今回新たに定款を定めることとしたわけですね、その理由を一つはつきりしていただきたいのです。

○政府委員(岸本晋君) この点は、どちらかと申しますと、技術的な問題でございます。今までは定款でなく、単純なる運営規則というふうなものでございまして、今回は定款をきめまして、組合というものの性格をはつきりさせる、独立法人であるということをはつきりさせる意味で定款にいたしましたわけでございます。

○伊藤道雄君 定款の変更については大蔵大臣の認可を受けなければならぬとしておるわけですね。そういうことは、かなり大蔵大臣の権限を強化しておるよう思ふのですけれども、この定款は、各共済組合の運営審議会の議を経るという、そういう単なる形式があると思ふのですね、その点を一つはつきりしていただきたいと思ふ。

○政府委員(岸本晋君) 定款の変更は大蔵大臣の認可にいたしましたのは、従来、運営規則を認可事項としたのとこれは同じことでございます。特にこの際規制を強化するという点では

○伊藤道雄君 この審議会は諮問機関で、議決機関ではないわけですね。またそういう点、委員の構成もまことに不明確だと思ふのですけれども、そういう不明確な規定をしておるわけですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(岸本晋君) この運営審議会の構成は、まあ従来の法律と同じ形をとつております。しかし実際のこの委員の運営につきましては、この法律にありまふように、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払うということ、従来ともいわゆる官側とか職員側、そういうものが平等に選出される建前ではおるわけでございます。そういう運用の現状を尊重して、そのままに法律に表わしておるということでございます。

○伊藤道雄君 次に資金の運用についてお伺いしますが、組合の積立金とかあるいは余裕金については「資金運用部に預託して運用しなければならぬ」と、そういう規定になっておるわけですが、これはどういふ考えでこんな新たな取扱ひ方法をおとりになったのか、この点を一つ明確にしたいと思ふ。

○政府委員(岸本晋君) 積立金の場合

にこうした新しい規定を入れましたのは、今回共済年金というものの性格をはつきりさせた、その性格に応じてこういう規定を入れたわけでありませう。その性格が何かと申しますと、公務員の共済年金はいわゆる民間の厚生年金保険、それを代行するとともに、その上に特殊な公務員の条件に相応した給付を行う、こういう考え方をとつておられます。従いまして、民間のベースに見合うもの、厚年に見合うもの、これは一般の厚生年金保険と同じように資金運用部に預託して効率運用を行う、この方が民間とのバランスもいいのじゃないかというのが一つの理由であります。もう一つは、厚生年金保険に見合うもの、これは官民を問わず、資金を共通にいたしまして、しかしその間の期間通算措置も、やはり官民を通ずる年金の制度の統一運営ということもやはり頭に入れて考へる必要がある。こういう意味で、厚年と、それに相当するものは、それと同じ取扱にすることにいたしましたのであります。

○伊藤道雄 安全とか効率確保、こういう点から現在のようないまじいところ、あるいは現在の積立責任準備金の実際の運用の利回りですね。これはどのくらいになっているか、またこの危険な積み立てを行なつておるといふような事例が今まであったのか、もしなければ問題ないですけれども、もし事故があつたとすれば、それを事例を示してほしいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) 御質問の第一点の従来の運用の利回りの問題でございますが、最近三十年度くらいの実績で申しますと、各組合別に申し上げますが、大体のことを申し上げますが、

非現業の共済組合の連合会を申し上げますと、六分一厘でございます。郵政省七分四厘、造幣の組合が七分九厘、印刷が八分五厘、林野の共済組合が六分、大体こういう状況でございます。

それから御質問の第二点の、資金の運用が安全かつ確実ではなかつたものがあるかという御質問でございますが、これは必ずしもなかつたともども申し上げられないわけでございます。同時にあつたから非常に困つたというほどのこともないのであります。しかし何分にも大切な年金の給付金でございますから、これはぜひ安全かつ確実、しかも効率的にやつていくというのを法律の上で今回はつきり明確にさしていただいたわけでありませう。

○伊藤道雄 次に、厚生年金における還元融資ですね、この実績はどうなつて居るか、この点を御説明願ひたいのです。

○政府委員(岸本晋吾) 厚生年金保険の還元融資でございますが、これは大體積立金が現在二千億円程度でございます。そのうち約五十億程度は、今日厚生年金病院でございますが、そういうものに還元されております。あと一部、若干の金が都道府県を通じて勤労者住宅に回されておるといふのが実情でございます。

○政府委員(岸本晋吾) 資金運用部に預託まで公企体は確かに書いてございませぬが、これは法律がやはり一、二年先の問題で、できたものでございませぬし、その後のいろいろな問題、やかましい年金の制度の問題が問題化しない前にできた法律でございます。最近になりまして、やはり事情が違ひまして、官民を通じての年金制度の統一運営をやると、あるいは国民年金を作るというふうな問題が出て参つておるわけでありませう。そういう広い意味での年金制度というものは、しかも相互に通算をやり、しかもそれを広く国民に及ぼしていくということになりますと、やはり資金を一元的に集中して、プール化していくということは、將來必要になるわけでありませう。国家共済組合でまづこれ踏み切つたわけでございます。

○伊藤道雄 そうなつてくると、資金運用部の運用については、何らこう組合が意見を具申する場がなくなつてくると思ふので、これはやはり組合として決して有利なことではないと思ひます。こういう点はどうなつて居るか。

○政府委員(岸本晋吾) 資金運用部に入りました金の運用、これはやはり厚生年金保険と一体といたしまして資金運用を考へなければならぬわけでございます。ただ、民間の厚生年金保険でありまして、たとえAの会社が納めた保険料がAの会社に返つておるか、必ずしもそうなつていないわけでありませう。やはり總体的な財政目的にも使われておるわけでありませう。

○伊藤道雄 この現行法によりまして、連合会の設立とかあるいは既存の自主性によつて、言いかえまして、各組合の自主性が尊重されて、任意になつておるわけですか。ところが本法案では、組合の連合会に強制的に加入しなければならぬとされておるわけですね。これはまことに官製統制的制度として見られると思ふのです。この点は非常に問題があると思ふのですが、この点はどうなつて居るか。

○政府委員(岸本晋吾) 各組合の自主性と申しましたが、これは現状でも全部やはり非現業ではほとんど連合会に入つておるわけでありませう。現業を除きまして、ほとんど入つておるわけですね。それを逆に、はずれていつたらどうなるかということになりますと、はずれるの狭い範囲の職員でもつて年金もやらなければならぬ、福祉事業もやらなければならぬということになりますと、おのずから掛金も高くなるし、福祉事業もあまりできないという結果になるわけでありませう。従いまして、現状ではやはりすべて任意加入でありませう。

○伊藤道雄 連合会の役員については、大蔵大臣の権限はむしろ補充的であつて、その点は問題ないと思ふのですが、この法案では大蔵大臣が直接に任命することになつておるわけですね。本来民主的な運営を望むという組合員の立場からすると、決してこれはプラスにはならないと思ふのです。こういう点は非常に、やはり問題を少し考へなければならぬと思ふのです。この点はどうですか。

○政府委員(岸本晋吾) 役員のうち、最高幹部だけを大蔵大臣の任命にいたしました。これは強制加入にいたしました関係上、結果的にこうなつておるわけでございます。それがために、そういう積立金の運用等の民主性、自主性が破壊されるかといひますと、私どもは必ずしもさう考へておりませぬ。と申しますのは、むしろの方で、国家公務員共済組合審議会というものを今回新たに作ることに書いてございませぬが、この国家公務員共済組合の制度とかあるいはその運営に関する基本事項についての諮問に必し、あるいは意見を具申するといふ建前に相なつております。この審議会を通じて各方面の意見が反映できるというふうにも考へております。

○伊藤道雄 次に、一部負担金の問題ですが、これは御承知の通りに前回

○政府委員(岸本晋吾) 役員のうち、最高幹部だけを大蔵大臣の任命にいたしました。これは強制加入にいたしました関係上、結果的にこうなつておるわけでございます。それがために、そういう積立金の運用等の民主性、自主性が破壊されるかといひますと、私どもは必ずしもさう考へておりませぬ。と申しますのは、むしろの方で、国家公務員共済組合審議会というものを今回新たに作ることに書いてございませぬが、この国家公務員共済組合の制度とかあるいはその運営に関する基本事項についての諮問に必し、あるいは意見を具申するといふ建前に相なつております。この審議会を通じて各方面の意見が反映できるというふうにも考へております。

○伊藤道雄 連合会に加入しておるといふような現状でございます。それをそのまま尊重したしておるわけでございます。特に共済にしたから今までと運営が違つてくるというふうには私ども考へておりませぬ。

○政府委員(岸本晋吾) 役員のうち、最高幹部だけを大蔵大臣の任命にいたしました。これは強制加入にいたしました関係上、結果的にこうなつておるわけでございます。それがために、そういう積立金の運用等の民主性、自主性が破壊されるかといひますと、私どもは必ずしもさう考へておりませぬ。と申しますのは、むしろの方で、国家公務員共済組合審議会というものを今回新たに作ることに書いてございませぬが、この国家公務員共済組合の制度とかあるいはその運営に関する基本事項についての諮問に必し、あるいは意見を具申するといふ建前に相なつております。この審議会を通じて各方面の意見が反映できるというふうにも考へております。

○伊藤道雄 連合会に加入しておるといふような現状でございます。それをそのまま尊重したしておるわけでございます。特に共済にしたから今までと運営が違つてくるというふうには私ども考へておりませぬ。

○政府委員(岸本晋吾) 役員のうち、最高幹部だけを大蔵大臣の任命にいたしました。これは強制加入にいたしました関係上、結果的にこうなつておるわけでございます。それがために、そういう積立金の運用等の民主性、自主性が破壊されるかといひますと、私どもは必ずしもさう考へておりませぬ。と申しますのは、むしろの方で、国家公務員共済組合審議会というものを今回新たに作ることに書いてございませぬが、この国家公務員共済組合の制度とかあるいはその運営に関する基本事項についての諮問に必し、あるいは意見を具申するといふ建前に相なつております。この審議会を通じて各方面の意見が反映できるというふうにも考へております。

○伊藤道雄 連合会に加入しておるといふような現状でございます。それをそのまま尊重したしておるわけでございます。特に共済にしたから今までと運営が違つてくるというふうには私ども考へておりませぬ。

会で廃案となりました法律案で、その審議の過程でこれは健康保険の一部改正との関連で、共済組合にも導入すると、そういうことが明確になったわけですね。これは健康保険は在来赤字であったから、赤字補てんの意味からもそういうことが一応考えられたわけですが、御承知のように共済組合は従来から健全財政で、いつも黒字経営をしておるわけですね。にもかかわらず、健康保険は一部負担したから、おつき合いと共済組合も一部負担ということとはまことに不合理で、このことについては、前国会の法案審議の過程で、私からも重ねて質問したわけですが、私から重ねて質問したわけですが、それでもこの点は非常に問題だと思ふのですよ、この点を一つ明確にしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) 前国会で、この点で非常に御反対のありましたが、私ども十分記憶いたしておりましたが、やはりその後いろいろ、今回の法案を作り直すとき、全体として相談、意見をまとめたわけでありまして、これは厚生省側でも大蔵省側といたしましても、どうしてもやはり健康保険に對抗する共済組合では、一部負担制度はやらざるを得ないということ、恐縮でございますが、再びこれを提案させていただきますのであります。

○矢嶋三義君 政府委員の方に御要望申し上げたいのですが、あなたは非常に始めに答弁していただいておるのがあるが、発音が不明瞭で、口早で、どうも聞き取りづらいのですが、もうちよつと大きい声でゆつくりお答

え願うようにはお願いいたします。(賛成)と呼ぶ者あり

○伊藤頭道君 たいだいまも申し上げましたように、この一部負担については、共済組合に關する限り、現在でも黒字経営である關係から、当然この金を何と返すかはいろいろありますけれども、これを實際現金で返すというよりなことは、とても實際問題としてできません。一体どのようにしてこれを措置しようとおるのですか、この点を一つ明確にしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) 法案には一部負担金を取り上げたものを一応また返すということは書いてございます。そのほかの措置もあるというふうにございまして、たとえばそれで相当な財源が浮いて参りますれば、これによつて掛金の引き下げもできます。あるいは金を付加給付——新しくできます付加給付でございますが、これによる新設の給付にも振り向けることもできるわけでありまして、できるだけ各組合の事情に応じて、各組合の便宜になるような方法で還付はいたしたい、かように考えております。

○伊藤頭道君 次に、付加給付の制度に明確に出ておるのですね。共済組合に關する特例として、共済組合のいわゆる給付の種類及び程度は健康保険以上でなければならぬ、そういう趣旨は明確に出ておるわけ、従つてこの付加給付はもとより實際実施されなければならぬわけです。前国会でもこの点強く要望しておるわけですが、今ごろになつてこ

の付加給付が出てきたということについては、まことに遺憾の意を表せざるを得ないわけ、それはおそまきながら申上げた一部負担金と関連して、關係があるかどうかと見せかけておるよう、考えられるのですが、そこに問題があると思ひます。その点を明確にしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) 付加給付の制度は、一部負担金の返還ということとは必ずしも關係ないわけでございます。付加給付は付加給付自体といつたしまして必要なものを行つたわけでありませう。

○伊藤頭道君 次に、公務による廢業についての給付ですね。この問題ですが、今度のこの法案に規定が加えられて、現行の共済組合の性格が、人事管理とあるいは労働管理の一環として利用するといふ線が強く打ち出されておるわけですね。これは別な立場で國の責任を明確にして処理すべきものと考えられるわけですから、これに對するお考えをまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) 公務災害年金をこの共済保険制度に取り入れたことは、國の勞務管理的色彩を強めるのじやないかという御質問でございますが、必ずしもそうとも言い切れぬのでございまして、現在御承知の通り、國家公務員災害補償法というのがございまして、公務災害の場合の補償は、國が一方的な負担で補償するといふ制度がございまして、それを越えましての年金がございまして、さらにも程度の給付をするかといふことになりまして、これは現在恩給法でも増加恩給あるいは公務扶

助料の制度でカバーしておりますが、これでも國が一方的に國の責任で支給しておるというものでなく、やはり二つの納金をいたしております。ある程度納金した上で公務災害の場合の年金をもらへるといふ建前になつております。これを今回共済組合制度に取り入れまして、その結果、年金にしてみますと倍になります。しかし今までの年金は、やはり公務員が離出した上でもらへるといふ建前は變りないわけでございます。また一般民間におきましても、この公務災害の場合の年金というものは、厚生年金でも船員保険でも、すべて折半の負担の社会保険でやつておられます。一時金は労災法及び労働基準法に基いて、使用者の一方的負担に上ります。一時金の制度はもちろんでございますが、それを越えての、それ以上の年金としての災害給付は、これは民間では折半の負担でやつておられます。これはやはりそれにならつて取り入れたらうと思ひます。

○伊藤頭道君 今の点ですが、最初の六年間は國家公務員の災害補償法、この規定によつて補償する、それは六年間過ぎると、今度はそのとき初めて共済組合において支給をする、そういうことになつておるのですね。これは一体どういうことなんでしょうか。

○政府委員(岸本晋吾) 國が一時金として、國家公務員災害補償法で一時金を補償いたしますが、この補償は、大体金額の計算上、年金としての六年分に相当するといふことになりましておるわけでございます。そこで六年間たつてから、こちらの方の年金を出すと、いふことなんでしょうか。これは現在の恩給法と公務災害補償法との關係も同

じやうに調整いたされております。

○伊藤頭道君 公務の場合の廢業かあるいはそうでないか、こゝういうようにな認定は一体どこで行うのか、この点をまず明確にしたいと思ひます。

それから、公務が私傷か、これは、こゝういうことは組合の財政に与える影響は非常に大きいと思ひます。そのうちよりなる点で、これはこの法案を見ますと、國の當然行うべき責任を共済組合に転嫁せしめておると、こゝういふふりにも考えられる。そゝういう危険が多分に考えられるわけですね。この点を一つ明確にしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) 公務の認定の問題につきましては、やはり最終は、共済組合が行う年金でありますから、共済組合が最終決定をいたすわけでございますが、しかし別途これは國の仕事に關連して生ずる公務災害でありませうから、これは組合だけの意見で決定することも参りかねるわけでございます。その点につきましては法律で、この公務災害の年金の認定については、國の方の機關の意見を聞いた上で認定を行つたということが書いてございまして、これによつて兩者の立場を折衷しようといふことになつておるわけでございます。

○伊藤頭道君 この公務に關する給付については、これは當然に國が負担すべきだと考えられるわけですが、今申し上げたように、こゝういうふうになつておることは、まことに不合理だと思ひます。こゝういふことも、こゝう一つ重ねてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) 公務災害で生

じたものであつても、これをどこまで
も、その人が死ぬまで、あるいは遺族
に至るまですべての一時金、年金を国
で一方的にやるかどうか、これは確か
に考え方の相違もあるわけでございます
す。ただ、現在の日本の現実の民間の
一般の例を見ましても、結局、一時使
用者の一方的負担金は六年間である。
それ以上の年金になると労使折半の社
会保険でやるという建前に相なつてお
ります。国の場合もやはり同じような
建前であつていいのじゃないかと考え
ております。

○伊藤道雄君 組合員が懲戒処分等によつて退職された場合ですね、これは長期給付の全部、場合によっては一部が結局停止されてしまふわけですね。これは労働組合の組合員の活動に対する非常な拘束になるのです。ひいてはまた、労働者の生活権をおびやかすことにもなりますし、本来共済組合が社会保険としての立場を考えた場合、まことにこの点は理解できない個所だと思つたのです。この点を一つはつきりしていただきたいと思います。

○政府委員(岸本晋吾) 懲戒を受けた場合、年金の給付を制限する、これは確かに現行の共済組合法にはある制度でございます。これはそのまま引き継いでおりますが、考え方といつたとしても、これは何と申しますか、単純なる民間並みの社会保険である、いわば厚生年金そのものだという考え方でございますが、しかしちょっと懲戒の場合までは給付制限できないわけでございますが、これはたびたび申し上げて恐縮でございますが、民間の年金保険プラス職域的なプラス・アルファが入つた年金であるということを示し

上げております。そういう意味で、職域的なプラス・アルファという場合に、懲戒退職を受けた場合に給付制限を受けるということはやむを得ない、あるいはまた当然な処置じゃないかと考えております。

委員(藤田進君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
委員(藤田進君) 速記を始めて。
○委員長(藤田進君) 速記を始めて。
○伊藤道雄君 短期給付に要する費用のうち付加給付の方も入つておるのですか、それからどのような給付を行ふかあるのか、またその必要額はどのようにして算出するお考えなのか、この点を明確にしてもらいたいと思つた。

○政府委員(岸本晋吾) 短期給付の制度は、民間の組合の健康保険でも同じであります。組合財政に余裕がある場合にやるといふことでございます。従つて、初めてこの付加給付制度をやるといふ場合には、かなり組合財政に余裕がある、掛金率も引き下げられるという状態になつた場合にできるわけでございます。そうになりました場合に、各組合に共通の付加給付の制度をいたしますと、ある組合ではその年の財政の範囲で実行できた、掛金率を下げないで付加給付の方に回せる、しかしある組合ではある程度持ち出しになるというところもあるわけでございます。そうした持ち出しになつた組合につきましても、翌年については、持ち出した分は追加せざるを得ないのでござい

ます。ただ短期給付の内容につきましては、これはやはり各組合の運営審議会あるいは国家公務員共済組合審議会、そつういふところの意見を聞いた上

で、どういふものをするかはきめていきたいと思つた。

○伊藤道雄君 次に、長期給付に要する費用ですね、この計算基礎についてはどうなのか、具体的に伺いたいと思つた。特に予定運用収入の計画とか、あるいはまた予定利率ですね、こつういふものを一つ明確にしていただきたいと思つた。

○政府委員(岸本晋吾) 長期給付の費用の算定は、大ざつぱりに申し上げますと、長い期間の支出を長い期間に収入でまかなつていく、それを各年度平分して、平分の収入でまかなつていく、こつういふ考え方でありまして、その場合の金額は、今回大体五分五厘で予定金では考えております。

○伊藤道雄君 さらに「毎事業年度の同項の掛金及び負担金の額が標準的になるように定める」、これは九十九条にあると思つたのですが、これはどういふ保険料方式をとるのであるか、この点を明確にしていただきたい。

○政府委員(岸本晋吾) これは非常に技術的なことでございまして、ある年

で、その平均の支出をまかなうに足る収入を毎年とつていくというのが、ここに書いてある意味でございます。

○伊藤道雄君 時間の関係で、きつうはこの程度にとどめておきたいと思つたのですが、最後に、資料の提出をお願ひしたいと思つたのですが、まずあの政令案ですね。本法案を審議するのにはぜひ必要な、法案の中に入ると思つたのですが、これは六つの政令案を出していただきたいと思つた。申し上げますと、第二第一項の政令案、それから第三は、第十九条第一項の政令案、それから次は第五十二條の政令案、次に第九十九條の政令案、それで最後に、百一十一條第九項の政令案、以上六つの政令案を出していただきたい。

それから次に、財源の計算書を出していただきたい。

それから次に、健康保険法に基づく健康保険組合ではどのような付加給付を行なつてゐるか、こつういふ実態を明確にしたところの資料。

以上、大きく分けて三項目の資料をなるべくすみやかにこの委員会に出していただきたい。

○八木幸吉君 簡単に伺ひたいと思つたが、この国家公務員共済組合の収入と支出と基金、その他財政状態がわかる一覽表を、なるべくすみやかに資料として出していただきたい。

それからもう一点は、本案と非常に関係の深い国会議員の互助年金法案とこの内容については、大蔵省ともむろん打ち合せがあつたと思つたのですが、赤字は出ないという立場になつておりま

すが、こつういふふうで大蔵省でもお認めになつておるか、これが一点。それから、もう一点は、この互助年金法案の最後に経費のことがついております。本案施行に要する経費として、昭和三十三年収入及び支出概算表、収入に、全議員納付金が二千三百二十三万八千八百円、過去の在職年数に

のを立てなければならぬと思うのですが、こういう立て方でいいのかどうかを伺いたいのと、詳細よくおわかりにならぬようでしたら、これを見て、至急に保険理論に合うような収支明細表を資料としてお出し願いたい、こういうことを私申し上げておきます。

○政府委員(岸本晋君) 国会議員互助年金以外の問題の資料の御要求は、でき得る限り提出したいと思いますが、何分にも非常に膨大な資料の、ことに政令案すべてということになりますと、これ大へんなこととございませう。今国会中、間に合いかどうか、私どもちよつと自信を持ってお答え申し上げられませんが、できるものから取り急ぎ調製して提出したいと思えます。

最後に、八木先生御質問の国会議員の互助年金法案につきましては、私どももいたしましたは、正式には別に検討は加えておりません。国会の方で、事務局の方で検討になり、御提案になつたものでございまして、大蔵省といたしまして、特に将来どうなるというところまで突っ込んだ検討は今のところいたしておりません。

○八木幸吉君 私のいらんでいるのは、今、一例を申し上げましたように、すぐこれは赤字になると。赤字になれば、これは国庫の負担になるといふことで、大蔵省としては非常に、当然関心を持たなければならぬ法案だと思ひます。ことに、この国家公務員の一般の共済組合とも関連があるし、恩給の法案とも関連があるし、そこで、今直ちにむろん御答弁はいただけませんが、大蔵省の方から見て、あるいはまた保険理論から見て、一体収支がど

のようになるだろう。たとえば国会の十年以上の勤続の人が、大体何年でかわるだろうというふうな見通しについては、むろん国会当局にお聞きになればいいし、あるいは従来からの勤続年数をお調べになればすぐわかるわけですが、保険理論を加味した収支計算書をすぐお出しを願いたい。これは歸つて、大蔵省でもよく御研究をいたしたい、むろんこれは内密に互助年金法の話があつたと思ふのです。その辺をお帰りになつて、できるだけ一つ早くお出しを願いたい、こう思ふわけです。

○政府委員(岸本晋君) 法律案は、提出のところでいろいろ資料提出いたすことに相なつておりますので、やはり国会事務局の方にこの資料をお求め願えれば幸いかと存じます。国会事務局の方で、いろいろ作業上こちらと技術的問題を相談したいということとございまして、私どももまた協力はいたしますが、資料の提出といたしましては、この法案提出の事務局にお命じいただきますしたら非常に幸いです。

○委員長(藤田進君) それでは、三案につきましては、時間も経過いたしましたので、本日はこの程度にとどめまして、本日はこれにて散会をいたします。

午後四時三十三分散会

四月十日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、放射線障害防止の技術的基準に關する法律案(予備審査のための付託は三月二十日)

昭和三十三年四月十六日印刷

昭和三十三年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局